

人権を学ぶ・考える ～「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」～

皆さんは「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」というのをご存知ですか？

これは、一般には「障害者差別禁止法」や「障害者差別解消法」といわれています。昨年6月26日に公布され、平成28年（2016年）4月に施行される予定になっています。

この法律は、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」として、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」（第一条）を目的とする法律です。

誰もが「差別はいけないこと」だと思っています。しかしながら“差別”と思われる事象はたびたび起こり、後を絶ちません。障害のある人が障害のない人よりも不利になることは、残念なことに多く見受けられます。このようなことは決して許されることではありません。障害の有無に関わらず、互いを尊重し合いながら、ともに住みよい社会を築いていきたいものです。